

受総固第197号

## 決 定 書

異議申立人 宮部 慎太郎

保有行政文書の開示請求拒否処分の決定に対し、異議申立人が平成22年11月15日付けで提起した異議申立てについて、鳥取市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の答申を得て、次のとおり決定する。

## 主 文

本件異議申立てを棄却する。

## 理 由

鳥取市は、本件異議申立てに対し、審査会の答申に基づき審査を行った結果、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第47条第2項の規定を適用し、主文のとおり決定する。決定の理由は答申における審査会の判断と同様であるので、答申の写しをここに添付する。

平成23年9月21日

鳥取市長 竹 内 功



(添付書類)

「鳥取市個人情報保護条例第33条の規定に基づく諮問について（答申）」（写し）

1部

(教示)

異議申立てに係る処分又はこの決定の取消しの訴えは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。

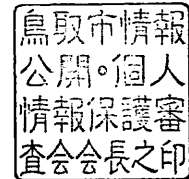
また、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分又は決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。



鳥情審答申第13号  
平成23年9月5日

鳥取市長 竹内 功 様

鳥取市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 寺 垣 琢 生



鳥取市個人情報保護条例第33条の規定に基づく諮問について（答申）

平成22年11月25日付け発総固第291号による下記の諮問について、  
別紙のとおり答申します。

記

平成22年9月21日付け受総固第232号についての拒否処分決定に対する  
異議申立てについての諮問

[連絡先]

鳥取市市役所総務部総務課内  
鳥取市情報公開・個人情報保護審査会事務局  
〒680-8571 鳥取市尚徳町116番地  
電話 0857-20-3104

鳥取市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第13号)

平成23年9月5日

## 第1 審査会の結論

鳥取市長（以下「実施機関」という。）が異議申立人の開示請求に対して平成22年9月21日付けで行った開示請求拒否処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

## 第2 経過

- 1 異議申立人は平成22年9月6日付けで次のとおり、開示請求を行った。  
「請求者が居住する物件を含む下味野地区（以下「甲地区」という。）の同和対策固定資産税減免に係る、平成20年度以降のつぎの文書
  - ・減免対象者に対する説明資料一式
  - ・同和対策減免の件数と総額
  - ・対象地域（地図など）
- 2 これに対して実施機関は、平成22年9月21日付けで請求を拒否した。  
開示請求拒否理由の趣旨は次のとおり。  
開示請求に係る文書は、特定の地域を指定した文書であって当該文書の有無を答えるだけでその地域が同和地区であるか否かを公にすることとなり、結果、当該地域の住民・出身者が差別を受けるおそれ、また、個人の権利利益を害するおそれがあることから、鳥取市個人情報保護条例（以下「条例」という。）18条に該当するため。
- 3 これに対して異議申立人は、平成22年11月15日付けで異議申し立てを行った。

## 第3 異議申立ての内容（要旨）

- 1 異議申立ての趣旨  
本件処分を取消し、請求を拒否した個人情報の開示を求める。
- 2 異議申立ての理由
  - (1) 条例18条は、情報の存否を明らかにするだけで不開示情報を開示することになる場合に適用される。本件の場合、条例15条4号の「開示請求者以外のものに関する情報が含まれている情報であって、開示することにより当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあると認められるもの。」を開示することになると実施機関が判断したと考えられる。
  - (2) しかし、甲地区が同和地区であることは、同和地区住民である異議申立人は通常知っていることであるから、存否を明らかにすることで甲地区が同和地区かどうかという情報を開示することにはならない。

- (3) 条例15条4号は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。」としているところ、請求対象の個人情報、保有財産が同和対策固定資産税減免の対象になるかどうか確認し、財産を保護するために必要な情報であるから、不開示情報にはあたらない。

#### 第4 実施機関の説明（要旨）

##### 1 鳥取市における同和問題の現状

鳥取市では、「同和対策事業特別措置法」等の特別措置法に基づいて同和地区指定を行い、住環境整備等の事業を実施してきた。また、「鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」に基づき、同和問題の解決に向けて各種施策を積極的に取り組んでおり、あわせて、市民の差別意識の解消を図るため、さまざまな啓発活動を実施しているところである。

しかし、平成17年に鳥取県及び鳥取市がそれぞれ実施した調査結果は、いまだに市民の差別意識が解消されていないことを示していると考えられる。

さらに、戸籍不正取得事件、差別落書き事件及び同和地区該当地の問い合わせ事件が発生している状況にある。

##### 2 開示請求拒否の理由

前述のような状況において、旧特別措置法に基づく本市の同和地区指定の地区名を公表することは、差別を助長するおそれがあり、公にすることはできないものとする。このため、開示請求拒否処分とした行政文書は、その有無を答えるだけで「その地域が同和地区であるかどうか」を公にすることとなり、その結果として、当該地域住民や出身者が差別を受けるおそれがあり、また、個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、開示請求拒否処分とした行政文書は、「事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。」には該当しないものとする。

#### 第5 異議申立人の意見（要旨）

本件個人情報開示請求により情報を開示することは、実施機関がいう「同和地区指定の地区名を公表する」ことではない。個人情報開示制度の趣旨は、情報を公にすることではなく、「特定の開示請求者に対する開示を前提」とするものである。

## 第6 審査会の判断

- 1 実施機関は、個人情報開示請求に対して当該文書に個人情報が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、甲地区が同和地区であるかどうかという不開示情報を開示することとなると判断して、「個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否する」とした。(条例18条)

したがって、①特定の地区が同和地区であることが不開示情報か否か ②本件開示請求に回答することが①の開示になるか否か、が問題となる。順次検討する。

- 2 まず①特定の地区が同和地区であることが不開示情報か否かを検討する。  
(1) 条例15条4号の該当性が問題となる。

実施機関が挙げた統計情報は、甲地区の現状を表わすものではないが、鳥取県内・鳥取市内で未だに差別が解消されていない現状を表わしている。

具体的な同和対策減免対象地域の範囲が示されるものではないので、対象地域住民として特定の個人が識別されるわけではないが、「ある地区に同和対策減免対象地域が存在する」という情報が開示された場合、差別が完全に解消されたといえない現状を考えると、当該地区住民の権利・利益が害されるおそれは否定できない。したがって、条例15条4号本文に該当する。

- (2) さらに、条例15条4号ただし書該当性が問題となる。すなわち、「事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。」とあるからである。

条例15条4号ただし書きの趣旨は、事業者の事業活動が市民生活に悪影響をもたらし、人の生命、財産等を害するおそれがある場合において、第三者である事業者の権利利益を害するおそれがあっても、公益上の理由を優先し、第三者の情報が含まれる個人情報を開示するものである。

すなわち、ここでいう事業活動とは、事業者による事業活動であるところ、事業者とは、国、地方公共団体等を除く法人その他の団体及び事業を営む個人を指す。(条例2条4号)

したがって、固定資産税減免に関する同和対策事業は、地方公共団体の事業であり、ただし書きの事業活動に該当しない。

また、そもそも本件で考慮している「開示請求者以外の者」とは当該地区住民であり、当該地区住民の権利利益を害することを理由としてい

る。実質的に見ても、異議申立人の財産上の利益と当該地区住民の差別の危険性を比較考量した場合、後者の方を優先すると考えることは合理的である。

3 次に②本件開示請求に回答することが①の開示になるか否かを検討する。

特定の地区に限定して「同和対策固定資産税減免に対する説明資料一式」等の開示を請求され、これに個人情報の存否を回答することは、当該地区は同和地区を含んでいるか否かを回答することとなり、①の開示に等しい。本件のような開示請求がなされた場合、請求対象文書の中に個人情報が存在しているか否かを答えるだけで甲地区内に同和対策減免対象地域が存在するか否かを答えることとなる。

したがって、実施機関が条例18条により、請求を拒否したことは正当である。

4 異議申立人は、第3、2(2)のとおり主張するが、条例15条4号の趣旨は、開示請求者以外の者の正当な権利利益を害さないようにすることが目的であって、開示請求者本人が通常知っているかどうかの問題ではない。

#### 《参考》

#### 審査会の経過

年 月 日	概 要
平成22年11月25日	実施機関が諮問書を提出
平成22年12月13日	諮問の報告、受理
平成23年 1月14日	実施機関から不開示等理由説明書を受理
平成23年 2月 7日	異議申立人から意見書を受理
平成23年 3月 9日	審議
平成23年 4月13日	審議
平成23年 5月25日	審議
平成23年 7月12日	審議
平成23年 9月 5日	答申